

— 会 告 —

平成29年 3 月吉日

特定非営利活動法人日本核医学技術学会 定款変更のお知らせ

特定非営利活動法人日本核医学技術学会理事長 片 渕 哲 朗

平成28年 6 月 1 日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成28年法律第70号）が成立，同 6 月 7 日に公布されたことにより，平成30年10月 1 日から NPO 法人は貸借対照表の公告が義務付けられます。

日本核医学技術学会では貸借対照表を学会 HP にて公告する形とさせていただきますが，それに合わせて定款の変更が必要となります。

定款第29条 3 項に基づいて，日本核医学技術学会正会員全員の同意を得られたことより，定款変更を可決する社員総会の決議があったとし，定款第57条を変更したことを会員の皆様にご報告いたします。

記

変更前) 第57条 この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

変更後) 第57条 この法人の公告は，この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし，法第28条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については日本核医学技術学会ホームページにて行う。

以 上